

佐賀市長が発注する工事請負契約に係る労働環境の確認に関する要綱第4条第2項の規定に基づき定める額は、以下のとおりとし、令和5年3月20日以後に公告等を行う案件から適用する。

職種名	1時間当たりの最低労働賃金単価(円)
特殊作業員	2,070
普通作業員	1,780
軽作業員	1,380
造園工	2,020
法面工	2,560
とび工	2,360
石工	2,650
ブロック工	2,530
電工	2,290
鉄筋工	2,360
鉄骨工	2,320
塗装工	2,600
溶接工	2,640
運転手(特殊)	2,550
運転手(一般)	2,120
潜かん工	3,550
潜かん世話役	4,400
さく岩工	3,150
トンネル特殊工	3,630
トンネル作業員	2,650
トンネル世話役	4,190
橋りょう特殊工	2,960
橋りょう塗装工	3,100
橋りょう世話役	3,670
土木一般世話役	2,490
高級船員	3,040
普通船員	2,440
潜水土	3,970
潜水連絡員	2,580
潜水送気員	2,650
軌道工	3,300
型わく工	2,630
大工	2,460
左官	2,510
配管工	2,060
防水工	2,500
板金工	2,380
内装工	2,490
ガラス工	2,450
ダクト工	2,170
保温工	2,280
設備機械工	2,620
交通誘導警備員A	1,460
交通誘導警備員B	1,310